

# 大阪大学における化学物質の適正管理

(化学物質取り扱い関連法令の紹介)



平成20年6月5日

大阪大学環境安全管理センター  
大阪大学安全管理衛生部  
大阪大学大学院工学研究科応用化学専攻

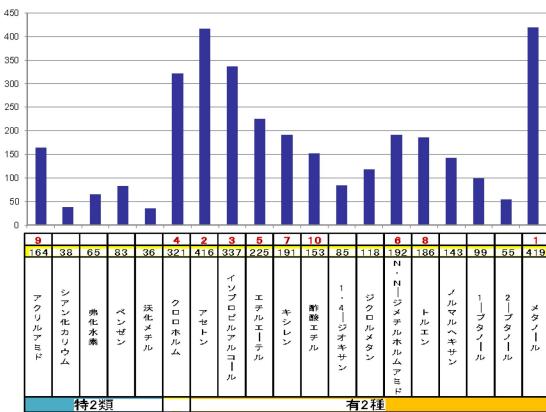
芝田 育也

## 大学などで使用される主な化学物質とその法規制

|           |    |           | 危険物消防法*   | 危険物取扱法* |
|-----------|----|-----------|-----------|---------|
| アクリロニトリル  | 1  | ○         | ○         | 2 4-2   |
| 塩酸        | 2瓶 | 1         | ○         | 3       |
| クロロホルム    | 2瓶 | 1         | ○         | 1       |
| 酢酸エチル     | 2瓶 | 1         | ○         | 2 4-1   |
| シアノ化ナトリウム | 1  | ○ ○       | ○ ○       | 2       |
| ジクロロメタン   | 2瓶 | 1         | ○ ○       | ○ ○ 1   |
| 四塩化炭素     | 2瓶 | 1         | ○ ○       | ○ ○ 2   |
| 亜クロム酸     | 特1 | ○ ○       | ○ ○       | 2 1     |
| 臭素        |    | ○         |           |         |
| 水酸化ナトリウム  |    |           | ○         |         |
| ナトリウム     | 2瓶 | 1 ○ ○     | ○ 1       | 4-特     |
| 二硫化炭素     | 2瓶 | 1         | ○ ○ ○ ○ ○ | 2 2     |
| ベンゼン      | 特1 | ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ | 2 1     |
| ホルムアルデヒド  | 特1 | ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ | 4-7     |
| 無水クロム酸    | 特1 | ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ |         |
| メタノール     |    | ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ |         |
| ヨウ素       |    | ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ |         |

\*特定化学物質、藍(監視化学物質) \* 4-2は、第4種特殊引火物を表す。

## 大阪大学で用いられている上位化学物質 (H20年度) 作業環境測定調査によるもの



## 大学が関与する主な有害物質に係わる法令

- ★ 危険物（消防法）  
火災予防と消火活動
- ★ 毒劇物（毒物及び劇物取締法）  
毒物・劇物の衛生面における適正な使用
- ★ 特定化学物質、有機溶剤  
(労働安全衛生法 有機溶剤中毒予防規則、特定化学障害予防規則)  
労働者の危険防止と健康保持
- ★ PRTR物質  
(環境汚染化学物質排出把握管理促進法)  
環境保全と化学物質の動態把握
- ★ 環境基本法、水質汚濁防止法、下水道法など



## 危険物の分類(消防法)

| 類別                    | 性質   | 性質の概要                                   | 代表化合物(指定数量)  |
|-----------------------|--|---|--|
| 第一類 酸化性固体             | 可燃物と混合され、熱源によって分解することにより極めて激しい燃焼を起こせる危険性を有する固体。  | 塩素酸カリウム(50kg)など                         | 64 38 65 83 36 321 416 337 225 191 163 85 118 192 186 143 99 55 419      |
| 第二類 可燃性固体             | 火災により着火しやすい固体又は比較的の低温で着火しやすい固体   | 赤リソイ(10kg)、金属粉末(500g)など                 | トクルカルミン 38 65 83 36 321 416 337 225 191 163 85 118 192 186 143 99 55 419 |
| 第三類 自然発火性物質 及び 固体又は液体 | 空気中に曝されることにより自然に発火する危険性を有するもの又は水と接触して発熱し、若しくは可燃性ガスを発生するもの<br>ナトリウム(10kg)、黄リソイ(20kg)、金属水素化物、カルシウム又はアルミニウムの炭化物(10kg)など | メタノール(10kg)など                           | メタノール 38 65 83 36 321 416 337 225 191 163 85 118 192 186 143 99 55 419   |
| 第四類 引火性液体             | 引火性を有する液体  | (第三石油類、第四石油類、動植物油類は1気圧 20°Cで液体であるものに限る) | メタノール 38 65 83 36 321 416 337 225 191 163 85 118 192 186 143 99 55 419   |
| 第五類 自己反応性物質 固体又は液体    | 加熱等による分解等の自己反応により、多量の熱を発熱をし、または爆発的に反応が進行するもの。  | 有機過酸化物、硝酸エスチル類 ニトロ化合物(10kg)など           | メタノール 38 65 83 36 321 416 337 225 191 163 85 118 192 186 143 99 55 419   |
| 第六類 酸化性液体             | そのものの自体は燃焼しないが、混在するほかの可燃物の燃焼を促進する性質を有する液体。   | 過塩素酸、過酸化水素、硝酸(300kg)など                  | メタノール 38 65 83 36 321 416 337 225 191 163 85 118 192 186 143 99 55 419   |

合計で指定数量の0.2倍以上を貯蔵する場合には消防署へ届出が必要

## 危険物の混載禁止

|     | 第1類<br>酸化性固体 | 第2類<br>可燃性固体 | 第3類<br>自然発火性<br>および<br>水溶性物質 | 第4類<br>引火性液体 | 第5類<br>自己反応性物質 | 第6類<br>酸化性液体 |
|-----|--------------|--------------|------------------------------|--------------|----------------|--------------|
| 第1類 |              | ×            | ×                            | ×            | ×              | ○            |
| 第2類 | ×            |              | ×                            | ○            | ○              | ×            |
| 第3類 | ×            | ×            |                              | ○            | ×              | ×            |
| 第4類 | ×            | ○            | ○                            |              | ○              | ×            |
| 第5類 | ×            | ○            | ×                            | ○            |                | ×            |
| 第6類 | ○            | ×            | ×                            | ×            | ×              | ○            |

(○:混載可、 ×:混載禁止)

### 混合危険例 (爆発、有毒ガス発生)

- 酸素+可燃物 (特に水素)  
有機ハロゲン化物+アルカリ金属、アルカリ土類金属  
アセトン+硝酸 ( $\text{HNO}_3 + \text{H}_2\text{SO}_4$ )  
シアノ化物+酸→ (シアノ化水素)  
硫酸化物+酸→ (硫酸化水素)  
硝酸塩+硫酸→ (亜硫酸ガス)

地震時に注意!

## 毒劇物（毒物及び劇物取締法）

毒劇物の紛失、流失防止（専用保管場所の施錠管理）

使用量や在庫の記録管理

容器への表示義務

購入、廃棄回収、事故の際の適正な処理

立ち入り検査に応ずる義務など

違反した場合 最高3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金



特定毒物 四アルキル鉛、パラチオンなど 11種類

毒 物 フッ化水素、水銀化合物、無機シアン化合物、セレン化合物、

ヒ素化合物など 81種類 LD<sub>50</sub> 細口50mg

劇 物 有機シアン化合物、アニリン、アンモニア、塩化水素、過酸化水素、カリウム、クロロホルム(3)、酢酸エチル、硫酸、ナトリウム、水酸化ナトリウム、フェノール類、メタノール(1)など 292種類 LD<sub>50</sub> 細口300mg

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/DOKUGEKI%20CAS.pdf>

(\*)特定毒物：毒物のうち毒性が極めて強く、危険発生のおそれがあるもの。限定期間は製造、輸入、譲渡、所持を一切禁止。

学術研究のための特定毒物の使用は都道府県知事の許可が必要である。

## 腐食性物質使用上の注意点

### 腐食性物質

- 酸は腐食性が強いので火具などに付着した場合、速やかに流水で充分洗浄する。
- 酸は木材、セルロース製品と混ざると自然発火の原因となる。
- 硫酸を希釈する場合は必ず水に硫酸を注いで薄める。
- フッ化水素は皮膚を腐食、殺死させる。
- 強塩基性物質は腐食性、粘膜に障害をおこす。
- フェノールが皮膚についたときはアルコールで充分拭き取った後に洗浄する。



保護眼鏡  
(絶対着用)

希化水素を含む溶液の漏洩 (本学) 070625

眼、皮膚に付着した場合：「1秒でも早く」流水で洗浄（30分以上）  
保護めがねの着用

## 特定化学物質、有機溶剤（労働安全衛生法）

特定化学物質（労働安全衛生法・特定化学障害予防規則が適用されるもの）

フッ化水素、アクリルアミド、ベンゼンなど

第1類、第2類 46物質

有機溶剤（労働安全衛生法・有機溶剤中毒予防規則が適用されるもの）

メタノール(1)、アセトン(2)、クロロホルム(4)など

第1種、第2種 47物質

- 排ガス処理装置付のドラフトチャンバ内で使用する。
- 実験室内の飲食・喫煙は厳禁。（実験室と居室の分離）
- 作業環境測定を半年に一回実施する。
- 従事者は特殊健康診断を受診する。
- 実験室に法定の表示・掲示を行なう。

関係者以外立入禁止、種類、取扱い注意事項、中毒の内容・保護具

- 特別管理物質の取扱は作業内容を記録する。
- 健康診断個人票。と作業環境測定結果は3-30年間保存。

安全のための手引き（実験科学）P31

## ホルムアルデヒドに係る主要な措置

（今回の改正で、特定化学物質の第3類物質から特定第2類物質へ変更されました）



施設構造基準(外付け式)の例

ブリッジ式型密閉式基準(開放式・吹き出し式)の例

### 作業環境測定

手成り手用(1) 4人体制

(手成り手用(1)→手成り手(1))

○ホルムアルデヒドを認定し、又は他の毒物濃度を測定する場合、手成り手(1)、手成り手(2)と計4人、定期に作業環境測定(1)（固定測定）、巡回作業環境測定(1)（巡回測定）を行なわなければなりません。

○その他(2)ないし(4)の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う必要があります。

○測定の配置及び測定の範囲は30年間保証する必要があります。

○暫時測定は、OKです。



## 作業環境測定評価



第1管理区分 作業管理は適切

現在の管理の継続的実施に努める

第2管理区分 作業管理にお改善の余地がある

作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努める

第3管理区分 作業管理が適切でない

- 直ちに、施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講じ、第1管理区分または第2管理区分となるようにする。
- 前項の措置を講じた後、その効果を確認するために、当該物質の濃度を測定し、その結果の評価を行う。
- 作業者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他作業者の健康の保持を図るために必要な措置を講じる。

## PRTR制度

第一種指定化学物質 クロロホルム、トルエンなど 354種類  
(うち12種類は特定第一種指定化学物質：エチレングリコール、ベンゼン等発ガン性物質)

第二種指定化学物質 81種類

環境（大気、水、土壤）への排出量および廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者自ら把握し国に届け出るとともに、国は、排出量・移動量を集計し、公表する。

★指定化学物質については、的確な量的管理・把握が必要となる。

大学や研究所も届出の対象となる。

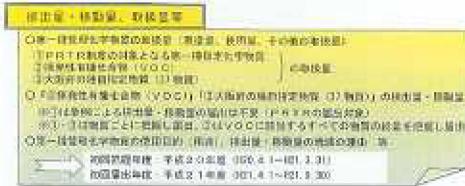
★取扱量が届出対象未満であっても説明責任を果すためのデータを残しておく。

★「取扱量」「環境への排出量」「移動量」を把握する為の管理が必要。  
大学などでは集中管理が困難であり、各研究室単位でのデータ集積が必要。

## (OCCSの利用)



## 大阪府条例改正



改訂された「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成20年4月1日より施行

府条例により追加された化学物質は、

①大阪府の独自指定物質37物質(資料1、ヘキサン、メタノールなど。)

②揮発性有機化合物100物質以上(資料2、沸点150°C以下の有機化合物)。

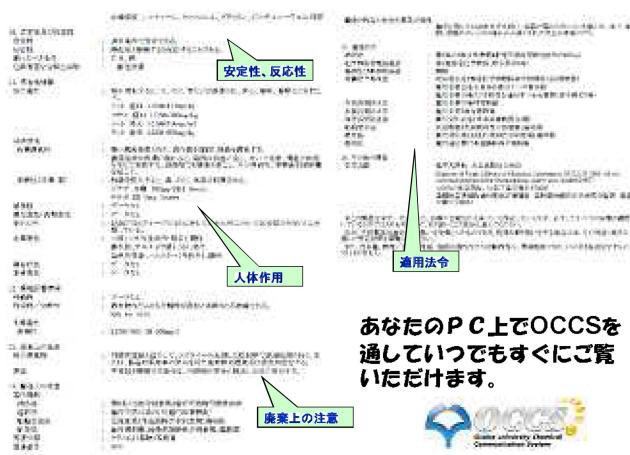
①の37物質については、従来のPTR制度に組み込み、来年より調査を行う。

②の揮発性有機化合物は、これらすべての物質の総量を把握し届出の必要がある。

物質数が非常に多いため、OCCSを用いて環境安全研究管理センターでまとめて調査を行う予定

**すべての薬品のOCCSへの完全な登録が必要**

## MSDS例(フェノール)



**あなたのPC上でOCCSを通していつでもすぐにご覧いただけます。**



## 安全衛生管理部 定期巡回



[http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/anzen/anzen\\_gakuna/jyunsh/2007Thema\\_poster.pdf](http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/anzen/anzen_gakuna/jyunsh/2007Thema_poster.pdf)